

○いすみ市小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行  
規則

平成17年12月5日規則第86号

(趣旨)

**第1条** この規則は、いすみ市小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年いすみ市条例第114号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第1条の2** この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。  
(公共的団体の範囲)

**第2条** 条例第5条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があると市長が認定した者

- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。  
(適用除外)

**第2条の2** 条例第5条第3号に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 災害により市内の自己所有地に発生した土砂を市内の別の自己所有地に埋め立てる事業  
(2) 自己の用に供する建物を設置する事業であって、山砂又は市内で採取した土砂等による埋立ての高さが1メートル未満、かつ、埋立ての面積が1,000平方メートル未満のもの  
(3) 農地造成又は軽微な農地改良の事業であって、山砂又は市内で採取した土砂等を利用して埋立てを行うもの  
(4) 前3号に掲げる事業のほか、市長がこれらと同等と認める事業

- 2 前項各号に掲げる事業を行おうとする者は、許可を要しない小規模埋立て等届（様式第2号）に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第2項第1号から第7号まで、第14号及び第15号に掲げる書類及び図面  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面  
(500平方メートル未満の小規模埋立て等の届出)

**第2条の3** 条例第5条の2の規定による届出は、500平方メートル未満の小規模埋立て等（一時たい積）届（様式第2号の2）によるものとする。ただし、当該事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

- (1) ゴルフ場、運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために通常の管理行為として行う事業  
(2) 自己の用に供する建物を設置するために行う事業  
(3) 自己の居住している土地及び隣接地の埋立て事業  
(4) 樹木を植栽するために搬入する土砂等による埋立て事業  
(5) 前各号に掲げる事業のほか、市長がこれらと同等と認める事業
- 2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 第3条第2項第1号から第3号まで、第5号、第7号（隣接する土地に係る書類を除く。）及び第14号に掲げる書類及び図面  
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 市長は、第1項による届出があったときは、500平方メートル未満の小規模埋立て等（一時たい積）届受理書（様式第2号の3）を当該届出者に交付するものとする。  
(事前協議)

**第2条の4** 条例第5条の3の規定による協議（500平方メートル以上の中規模埋立て等に係る協議に限る。）は、小規模埋立て等事前協議書（様式第2号の4）を提出して行わなければならない。

2 前項に規定する協議を行う場合は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。ただし、協議に係る事業等の内容等により市長が提出の必要がないと認めるものについては、その提出を省略することができる。

(1) 第3条第2項第3号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第5条の3の規定による協議（一時たい積に係る協議に限る。）は、一時たい積事前協議書（様式第2号の5）を提出して行わなければならない。

4 前項に規定する協議を行う場合は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。ただし、協議に係る事業等の内容等により市長が提出の必要がないと認めるものについては、その提出を省略することができる。

(1) 第3条第4項第3号から第7号までに掲げる書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

5 条例第5条の3の規定による協議（条例第8条第1項に規定する変更に係る協議に限る。）は、小規模埋立て等（一時たい積）変更事前協議書（様式第2号の6）を提出して行わなければならない。

6 前項に規定する協議を行う場合は、第2項第1号又は第4項第1号に掲げる書類及び図面のうち、変更に係るものを作成しなければならない。

7 市長は、条例第5条の3の規定による協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、小規模埋立て等（一時たい積）（変更）事前協議済書（様式第2号の7）により通知するものとする。

（小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者の同意）

**第2条の5** 条例第5条の4（条例第8条において準用する場合を含む。以下この条にお

いて同じ。) の規則で定める小規模埋立て等の施工の妨げとなる権利を有する者は、事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、地役権、賃借権又は抵当権を有する者とする。

- 2 条例第5条の4の規定による同意は、事業区域内施工同意書（様式第2号の8）によるものとする。
- 3 前項に規定する同意書には、当該同意をした者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの）を添付しなければならない。  
(隣接土地所有者の承諾)

**第2条の6** 条例第5条の5（条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による隣接土地所有者の承諾は、隣接土地所有者承諾書（様式第2号の9）によるものとする。  
(許可の申請)

**第3条** 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て等許可申請書（様式第3号）とする。

- 2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、事業等の内容等により市長が添付の必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。
  - (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
  - (2) 印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの）
  - (3) 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図
  - (4) 小規模埋立て等に供する区域への土砂等の搬入予定経路図
  - (5) 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
  - (6) 小規模埋立て等に供する区域の求積図
  - (7) 小規模埋立て等に供する区域の土地及びそれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (8) 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
  - (9) 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書

- (10) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然排水を遮断するような地形構造の場合にあっては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面）
- (11)擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (12)小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (13)第2条の4第7項に規定する小規模埋立て等（一時たい積）（変更）事前協議済書
- (14)第2条の5第2項に規定する事業区域内施工同意書及びこれを証するものとして、同書類に押印した印鑑登録証明書
- (15)第2条の6に規定する隣接土地所有者承諾書
- (16)その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第6条第2項に規定する申請書は、一時たい積許可申請書（様式第4号）とする。
- 4 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、事業等の内容等により市長が添付の必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。
- (1)住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2)印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの）
- (3)一時たい積に供する区域の位置図及び付近の見取図
- (4)一時たい積に供する区域への土砂等の搬入及び搬出予定経路図
- (5)一時たい積に供する区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- (6)一時たい積に供する区域の求積図
- (7)排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然排水を遮断するような地形構造の場合にあっては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面）
- (8)一時たい積に供する区域の土地及びそれに隣接する土地の登記事項証明書及び公

図の写し

- (9) 第2条の4第7項に規定する小規模埋立て等（一時たい積）（変更）事前協議済書
- (10) 第2条の5第2項に規定する事業区域内施工同意書及びこれを証するものとして、同書類に押印した印鑑登録証明書
- (11) 第2条の6に規定する隣接土地所有者承諾書
- (12) その他市長が必要と認める書類及び図面

5 条例第6条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立て事業の期間
  - (2) 埋立て区域の表土の土壤汚染（地質）の状況
  - (3) 埋立て等が施工されている間において、埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
  - (4) 埋立て等が施工されている間において、埋立区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散、又は流失による災害の発生を防止するために必要な措置
- (許可等の決定)

**第3条の2** 市長は、条例第6条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、小規模埋立て等（一時たい積）許可（不許可）決定通知書（様式第4号の2）により当該申請者に通知するものとする。

（条例第7条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人）

**第3条の3** 条例第7条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、事業主らの使用者で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- (構造上の基準)

**第4条** 条例第7条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時たい積の場合にあっては、別表第3に定めるとおりとする。  
(構造上の基準に係る適用除外)

**第5条** 条例第7条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

**第6条** 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所並びに小規模埋立て等に使用される土砂等の量（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）、採取場所及び搬入計画の変更とする。

- 2 条例第8条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等（一時たい積）変更許可申請書（様式第5号）とする。
- 3 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、第3条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。
- 4 条例第8条第4項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）変更届（様式第5号の2）によるものとする。

(変更許可等の決定)

**第6条の2** 市長は、条例第8条第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、小規模埋立て等（一時たい積）変更許可（不許可）決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

**第7条** 条例第10条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届（様式第7号）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第10条の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取元証明書（様式第8号）とする。
- 3 条例第10条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証るために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（様式第9号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第11号）とする。

(土砂等の量等の報告)

**第8条** 条例第11条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立て等状況報告書（様式第12号）を提出して行わなければならない。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第11条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出のとき）に、一時たい積状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

(地質検査の報告)

**第9条** 条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごと（条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界線の中間の4地点）の土壤について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと（条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

3 条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6

月を経過した日から 1 週間以内（条例第15条第 2 項の廃止の届出又は条例第16条第 1 項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで）に、小規模埋立て（一時たい積）等地質検査報告書（様式第14号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真
- (2) 検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

4 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 1 週間以内（条例第15条第 2 項の廃止の届出又は条例第16条第 1 項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで）に、前条の規定の報告書に前項の掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（標識）

**第10条** 条例第14条第 1 項に規定する標識の様式は、小規模埋立て等に関する標識（様式第15号）とする。

2 条例第14条第 1 項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 小規模埋立て等の目的
- (3) 小規模埋立て等に供する区域の所在地
- (4) 事業者らの住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- (5) 小規模埋立て等の許可期間
- (6) 小規模埋立て等に供する区域（一時たい積にあっては、小規模埋立て等事業場）の面積
- (7) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時たい積にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の氏名
- (9) 小規模埋立て等に供する区域の見取図

（廃止等の届出）

**第11条** 条例第15条第 2 項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）廃止（中止）届（様式第16号）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模埋立て等に供する区域の構造が確認できるもの
  - (2) 小規模埋立て等に供する区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置が確認できるもの
- 3 条例第15条第4項の規定による通知は、小規模埋立て等（一時たい積）廃止（中止）確認通知書（様式第16号の2）により行うものとする。
- （完了の届出）

**第12条** 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）完了届（様式第17号）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。
    - (1) 完了した小規模規模埋立て等に供する区域の構造が確認できるもの
    - (2) 完了した小規模埋立て等に使用した土砂等の土量計算書
  - 3 条例第16条第2項の規定による通知は、小規模埋立て等（一時たい積）完了確認通知書（様式第17号の2）により行うものとする。
  - 4 条例第5条の2の届出をした者は、当該届出に係る事業が完了したときは、500平方メートル未満の小規模埋立て等（一時たい積）完了届（様式第17号の3）に次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。
    - (1) 完了した小規模埋立て等に供する区域の構造が確認できるもの
    - (2) その他市長が必要と認める書類及び図面
- （譲受けの許可の申請）

**第13条** 条例第17条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等（一時たい積）譲受け許可申請書（様式第18号）とする。

- 2 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
  - (2) 印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって法務局が発行したもの）
  - (3) 譲受けを証する書類
  - (4) 第2条の5第2項に規定する事業区域内施工同意書及びこれを証するものとして、同書類に押印した印鑑登録証明書
  - (5) 第2条の6に規定する隣接土地所有者承諾書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第17条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 譲受けを受けようとする小規模埋立て等の許可年月日及び許可番号

(2) 小規模埋立て等の位置

(3) 譲り受けようとする小規模埋立て等の許可の期間

(4) 譲受けの理由

(譲受けの許可等の決定)

**第13条の2** 市長は、条例第17条第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、小規模埋立て等（一時たい積）譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第18号の2）により当該申請者に通知するものとする。

(相続等の届出)

**第13条の3** 条例第17条の2第2項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）相続等届（様式第18号の3）によるものとする。

2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）

(2) 印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、代表者の印鑑証明書であつて法務局が発行したもの）

(3) 事業の承継を証する書面

(身分を示す証明書)

**第14条** 条例第24条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第19号）とする。

(違反事実の公表)

**第15条** 市長は、条例第24条の2の規定により違反事実を公表しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 氏名及び住所（法人の場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 違反等の事実

(3) 土砂等の埋立て等を行った場所

(4) 土砂等の埋立て等を行った期間

(5) 土砂等の埋立て等を行った面積

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 公表の方法は、いすみ市公告式条例（平成17年いすみ市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他適当な方法により行うものとする。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年夷隅町規則第3号）、大原町小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年大原町規則第1号）又は岬町小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年岬町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### **附 則（平成18年規則第3号）**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### **附 則（平成19年規則第25号）**

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

#### **附 則（平成27年5月28日規則第19号）**

この規則は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定（「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則（平成28年3月28日規則第10号）**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則（平成29年2月22日規則第6号）**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### **附 則（令和2年6月5日規則第23号）**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第10条及び様式第15号の規定は、この規則の施行日以後にな

された許可の申請に係る標識について適用し、施行日前になされた許可の申請に係る標識については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の別表第4の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請により行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前になされた許可の申請により行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第16号、様式第17号及び様式第18号の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請により提出する書類について適用し、施行日前になされた許可の申請により提出する書類については、なお従前の例による。

#### **附 則** (令和5年3月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

#### **附 則** (令和5年4月25日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後のいすみ市小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第1第13号に掲げる行為とみなす。

#### **附 則** (令和5年5月26日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### **附 則** (令和6年6月1日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以

後になされる小規模埋立て等について適用し、施行日前になされる小規模埋立て等については、なお従前の例による。

## 別表第1（第3条、第5条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する同法第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許

可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の  
4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全  
立体区域内における許可を要する行為

- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を  
要する開発行為
- 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第  
1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1  
項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定  
による農用地区域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内  
における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内にお  
ける許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法  
律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規  
定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特  
別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規  
定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による  
特別地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項  
の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

## 別表第2（第4条関係）

### 小規模埋立て等の構造上の基準

- 1 小規模埋立て等を行う区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に小規模埋立て等を行う場合にあっては、小規模埋立て等を行う前の地盤と小規模埋立て等に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 小規模埋立て等の高さ（小規模埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該小規模埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	小規模埋立て等の高さ	のり面の勾配
砂、れき、砂質土、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合
	その他	10メートル以下

	その他	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- 5 小規模埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に小規模埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 小規模埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹きつけ等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模埋立て等の行われる区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

### 別表第3（第4条関係）

#### 一時たい積に係る構造上の基準

- 1 一時たい積が行われる区域の隣接地とたい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第4（第7条、第9条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	土壤の汚染に係る環境基準について (平成3年環境庁告示第46号) 別表測定方法の欄に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	
砒素 <sup>ひそ</sup>	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に	

	限る。) である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
1,2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1,1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下

テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
1,3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふつ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液 1 リットルにつき1ミリグラム以下
1,4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下

#### 備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。